



監第1527号  
平成26年3月28日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部長

建設業退職金共済制度の普及徹底について（通知）

このことについて、別添のとおり改正しましたので、貴会員への周知をお願いいたします。

## 建設業退職金共済制度の取扱いの改正について

平成26年3月28日

建設業退職金共済制度の取扱要領について、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

### 1 改正内容は？

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の共済証紙の購入について、建退共制度以外の退職金制度に加入している場合や、手持ちの共済証紙が多数あり購入の必要が無い場合は、あらかじめ申出を行うことで建設業退職金共済組合掛金収納書（別記様式1。以下「収納書」という。）の提出を免除することとしました。

### 2 手続きは？

別添建設業退職金共済証紙（購入遅延・無購入）申出書（別記様式2）を発注者に提出してください。

### 3 その他の注意点は？

- (1) 上記申出理由が無購入の場合は、理由ごとに別記様式2-1、2-2の添付が必要となりますので、御注意ください。
- (2) 請負契約の増額変更や手持ちの共済証紙に不足が生じ、購入の必要が生じた場合は、収納書の提出が必要となりますので、御注意ください。

### 4 適用日は？

平成26年4月1日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。

問い合わせ先  
熊本県土木部監理課建設業班  
電話 096-333-2485（ダイヤルイン）